

運輸業界におけるアルコールチェック～ 会社と個人の境目 ～



運輸業界におけるアルコールインターロック 活用可能性

<p>部分的に</p> <p>全車</p>	<p>希望者 点呼時検知者 (累犯的な人)</p>
<p>■交通事業主・運行現場 導入パターンA（使い分け装着） 「対面点呼に自信あり」 「簡易式検知器で十分」 「でも、遠隔や休憩時の行動が心配」→インターロック</p> <p>■交通事業主・運行現場 導入パターンB（全車装着） 「対面点呼を補完するシステムへの投資をする」 「遠隔や休憩時のチェックシステムを持っている」 「さらに万全を期すため、安全体制のアピール」→インターロック</p> <p>■交通事業主・運行現場 導入パターンC 「対面点呼は命、簡易検知器すら必要ない」 「万が一のことを考え、水際防止として」→インターロック (小規模事業者で、意識が高い)</p> <p>■交通事業主・運行現場 導入パターンD 「対面点呼、正直やれていない」（余力がない） 「いっそのこと車両に酒気帯びチェックさせれば良い」→インターロック (小規模事業者による、「管理者よりも、機械に頼る」ケース)</p>	<p>■交通事業主・従業員への支給 導入パターンE 運用業界の背景 ・若年ドライバー不足 ニベテランドライバーが貴重 ・トラック中型免許 ニベテランドライバーが貴重</p> <p>従業員確保のため、検知機配布の次のステージとして 「やめさせたたくはないがお酒を飲むマイカー所有ドライバー」に対して、折半などで取付。</p> <p>アルコールインターロックはレポートが取れる ので、プライバートの飲酒管理の指導に役立てる。 (目的について労使の合意の上)</p>